

【高度外国人材又はその配偶者の親】 在留期間更新許可申請

通常、就労資格で在留する外国人の親の入国・在留は認められていませんが、高度人材ポイント制では、高度外国人材に対する優遇措置の一つとして、高度外国人材若しくはその配偶者の7歳未満の子(子には養子を含みます。)を養育するため、又は高度外国人材の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度外国人材に対し、介助、家事その他の必要な支援をするため、高度外国人材又はその配偶者の親(親には養親を含みます。)の入国・在留が認められます。

高度外国人材又はその配偶者の子を養育する高度外国人材等の親は、高度外国人材に対する優遇措置として認められるものですので、高度外国人材又はその配偶者の子が7歳に達した場合は、優遇措置としての親の在留も認められないこととなります。その場合においても、直ちに、かつ、必ず在留資格が取消されるものではありませんが、在留期間の更新は認められません。

○ 要件(次のいずれにも該当することが必要です。)

※ 申請人とは、日本への入国・在留を希望している外国人の方のことです(以下同じ。)

- 1 申請人の子又は子の配偶者である高度外国人材と同居すること。
- 2 在留期間更新の申請の時点において、高度外国人材の世帯年収が800万円以上であること。

(注1) 「世帯年収」とは、高度外国人材が受ける報酬の年額と、当該外国人の配偶者が受ける報酬の年額を合算したものをいい、配偶者以外の者の報酬などは含まれません。

- 3 申請人が高度外国人材の配偶者の父又は母である場合は、高度人材告示第2条の表子の項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する当該高度外国人材の父又は母がいないこと。
- 4 申請人が高度外国人材の父又は母である場合は、高度人材告示第2条の表子の項の下欄に掲げる活動を指定されて在留する高度外国人材の配偶者の父又は母がいないこと。
- 5 同居する高度外国人材若しくはその配偶者の7歳未満の子を3か月以上継続して養育する予定であること、又は当該在留高度外国人材の妊娠中の配偶者若しくは妊娠中の当該高度外国人材に対し、介助、家事その他の必要な支援を3か月以上継続して行う予定であること。

(注2) 「3か月以上」の起算日は、現に有する在留期間の満了日(在留期限)とします。

- 6 在留状況が良好であると認められること。

○ 提出資料

※ 日本で発行される証明書は全て、発行日から3か月以内のものを提出してください。

- 1 [在留期間更新許可申請書](#)（「特定活動」の様式・「○上記以外の目的」を選択） 1通
※ 地方入国管理官署において、用紙を用意しております。また、法務省のホームページから取得することもできます。
- 2 写真(縦4cm×横3cm) 1葉
※ 申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。
※ 写真の裏面に申請人の氏名を記載し、申請書の写真欄に貼付して下さい。
- 3 申請人のパスポート及び在留カード 提示
- 4 高度外国人材の世帯年収を証する文書 1通
- 5 高度外国人材と同居していることを明らかにする資料 1通
※ 下記6で高度外国人材の居住地(住居地)が申請人と同一の場合は、提出不要です。
- 6 高度外国人材、高度外国人材の配偶者及びその7歳未満の子の在留カードの写し 1通
- 7 高度外国人材の妊娠中の配偶者又は妊娠中の当該高度外国人材に対し、介助、家事その他の必要な支援を3か月以上継続して行おうとする場合は、高度外国人材又はその配偶者が妊娠中であることを証明する文書(診断書、母子健康手帳の写し等)

このほか、申請いただいた後に、当局における審査の過程において、上記以外の資料を求める場合もありますので、あらかじめ、ご承知おきます。

○ 留意事項

- 1 在留期間更新許可申請に関する手続等の案内については、入国管理局ホームページの[「各種手続案内」](#)をご覧ください。
- 2 提出資料が外国語で作成されている場合には、訳文(日本語)を添付して下さい。
- 3 原則として、提出された資料は返却できませんので、再度入手することが困難な資料の原本等の返却を希望する場合は、申請時に申し出て下さい。
- 4 申請人本人が疾病(注3)その他の事由(注4)により自ら出頭することができない場合で、その親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認めるものが申請を提出する場合には、身分を証する文書等(戸籍謄本等)をご提示いただきます。これは申請を提出できる方かどうかを確認させていただくために必要となるものです。
また、申請人以外の方が申請を提出する場合であっても、上記3の「申請人のパスポート及び在留カードの提示」が必要です。

(注3)「疾病」の場合、疎明資料として診断書を持参願います。

(注4)「その他の事由」には、人道的な理由が該当し、多忙で仕事が休めないなどの理由は入りません。